資料-４

前回の会議意見、関係機関意見への対応方針について

令和７年５月

中国地方整備局　日野川河川事務所

1. 前回の会議意見への対応方針について

（1）第3回　日野川河川整備計画アドバイザー会議

年月日：令和7年2月28日
出席者：アドバイザー委員
日野川河川事務所

個人情報保護の観点より非公表

No.	ページ	会議での意見内容	会議での回答	対応方針等	備考
1	資料5 P25-26	自然再生の目標について、コアジサシの繁殖も位置づけていただきたい。	河口砂州は切り下げ等の維持管理が必要であり、維持管理にあたってはコアジサシの繁殖環境は考慮すべき項目となっている。維持管理計画のなかで河口砂州の適切な掘削方法を確立していきたいと考えており、野鳥の会のご協力もいただきながら検討を進めたい。	会議での回答のとおり。 掘削後の維持管理のあり方も含め、野鳥の会にもご協力いただきながら検討を進める予定である。	
2	－	自然再生計画策定の準備段階において、日野川・法勝寺川の自然環境に詳しい地域の関係者に関わっていただきたい。	アドバイザー会議に諮る前には地域の有識者に意見を伺い、その結果を会議に提供させていただくことを考えている。	第3回会議の前に、未来守りネットワーク、伯耆のタビラをまもる会にミナミアカヒレタビラの生息状況について、日野川水系漁業協同組合に自然再生計画（素案）について意見を伺った。 また、第１回自然再生部会の前にも、未来守りネットワーク、伯耆のタビラをまもる会、日野川水系漁業協同組合に、自然再生の事業内容等を説明し、意見を伺った。 今後も、必要に応じて地域の関係者に意見を伺いつつ、自然再生計画の策定を進める予定である。	本資料 P3
3	－	地域の子供たちが興味を持って、子供たちができるレベルで生物の保全を学習・体験する機会となることを期待している。	活動を継続させる観点で、地域の子供たちの力は必要不可欠と認識している。福市箇所の水辺の学校の活用等により、子供たちに自然環境を知っていただいて、どう生物の保全につなげていくか、地域と一緒に考えていくことを考えている。	自然再生計画の「地域との連携」の対象に、流域の市町村や地域住民等を示し、環境教育・環境学習等において意見交換や連携を図っていく旨を記載した。	資料5 P38-39
4	－	自然再生計画案の第1章～第2章で、正常流量に関する記載を追加すべきに思う。正常流量を抜きにしては、生態系の保全は十分議論できないと思う。	ご指摘のとおり、検討の前提条件として正常流量の状況について記載する。	第1章において正常流量に関する記載を追加した。	資料5 P2
5	－	自然再生計画の対象期間やモニタリング頻度についての方針はあるか。	自然再生計画の対象期間については、整備計画の期間内を想定している。モニタリング頻度については、今後、モニタリング項目も含めて検討を進めて次回の会議で提示する方針である。	整備内容を検討し、その効果把握を目的としたモニタリング計画を立案した。	資料5 P36-37
6	－	河川整備計画に自然再生計画をどのようにフィードバックするのか、についての方針はあるか。	河川整備計画へのフィードバックについては、自然再生計画で河川環境の定量的な目標を整理して、それを河川整備計画に反映させる方針である。	会議での回答のとおり。	

備考）ページについて、前回の会議から資料番号やページ番号が変わった箇所もあるため、今回の協議資料に合わせた番号を記載した。

1. 前回の会議意見への対応方針について

（1）第3回　日野川河川整備計画アドバイザー会議

No.	ページ	会議での意見内容	会議での回答	対応方針等	備考
7	－	重要種については生育場所を把握し、工事を実施するにあたり、影響がある場合は移植するなどの対応を行っていただきたい。植物についても、自然環境に詳しい地域の団体が存在しており、ヒアリング等により情報を収集して計画を進めていただきたい。	工事を実施するにあたっては、河川水辺の国勢調査等における植物の重要種の確認記録がないかを確認して、確認記録がある場合は有識者の意見も踏まえて、移植等の対応をとっている。今後もご紹介いただいた団体や有識者の意見を聞きながら丁寧に進めたいと考えている。	河川整備や維持管理にあたって、日野川水系の植物に詳しい有識者に意見を伺い、必要に応じて重要種の移殖等の対応をとる。	
8	－	流入河川や用水路などに生息する重要種もいるが、そのような情報は魚類に詳しい地域の有識者に意見を伺うべきと思う。自然再生計画を進めるには、地域の理解や協力が不可欠であり、そのためにも地域の有識者に意見を伺ったほうがよい。	河川水辺の国勢調査でしか自然環境の情報を得られていないのが実態なので、地域の有識者とコミュニケーションを取りながら情報を収集し、議論を進めていきたい。	※No.2の対応方針等を参照	本資料 P3
9	－	自然再生計画は、重要種だけを対象とするのではなく、一般的な種にもスポットを当てたほうがよいと思う。	－	重要種は自然再生事業のシンボルであり、その保全・再生を図ることで、一般的な種も含めて河川環境の保全・再生を図りたいと考えており、自然再生目標は、重要種に限定していない。 なお、河川水辺の国勢調査における生物の確認状況（確認種）を参考資料に追加した。	資料5 P26 資料6 P1～P6
10	資料5 P6、P14	ミナミアカヒレタビラの写真は、本種らしくない写真であり、地域の有識者にお願いすれば種の特徴（婚姻色等）が出ている写真を提供していただけると思うので、検討いただきたい。	ミナミアカヒレタビラの写真については、著作権の問題もあるが検討したい。	事務所が著作権を有する写真で、種の特徴が出ている写真に差し替えた。	資料5 P6、P14
11	－	答えはないが、環境については、地域住民や訪れる方々が、日野川・法勝寺川どのような川にしたいかという視点が重要である。10年後20年後、どのような川になるのがいいのか、合意形成を図りながら意見をまとめるのは1つの方法と思う。	－	※No.2の対応方針等を参照。	本資料 P3
12	－	生息・生育する生物の情報だけでなく、地域の関係者等からも意見を伺いつつ議論することが重要である。できることできないことがあったり、日頃接している環境が同じであっても人によって意見が異なることもあったりするので、人の意見も聞いて議論を進めることが重要である。そういった意見を行政側に伝えて実現を目指すことが必要であり、この場がその助けになればと思っている。	－	※No.2の対応方針等を参照。	本資料 P3

備考）ページについて、前回の会議から資料番号やページ番号が変わった箇所もあるため、今回の会議資料に合わせた番号を記載した。

2. 関係機関意見への対応方針について

（1）ミナミアカヒレタビラ関係の市民団体

年月日：令和7年4月23日
出席者：NPO法人未来守りネットワーク
伯耆のタビラをまもる会
日野川河川事務所

個人情報保護の観点より非公表

No.	ページ	協議での意見内容	協議での回答	対応方針等	備考
1	資料5 P14	平成24年以降の確認記録が示されているが、現在の生息状況と異なっており、このデータに基づき事業を実施すると、実態に合わないことになる。	重要種保護の観点より非公表	協議での回答のとおり。	資料5 P29
2	資料5 P14	重要種保護の観点より非公表	－	重要種保護の観点より非公表	資料6 P28
3	－	流域レベルで自然環境保全の取り組みを進める必要がある。	国土交通省として整備等ができるのは直轄管理区間に限られる。 ミナミアカヒレタビラは県条例の指定種であることから、鳥取県との連携も必要と考えている。	鳥取県を始めとした地域の関係者と意見交換を行い、連携して事業を推進することとする。	資料5 P38
4	－	継続的なミナミアカヒレタビラの生息状況のモニタリングを実施していただきたい。	－	自然再生事業や河川水辺の国勢調査において、ミナミアカヒレタビラの生息状況を把握するモニタリング計画とする。	資料5 P37
5	資料5 P33	ミナミアカヒレタビラやドブガイ類の生息環境の整備について、比較的広い寄り洲があるので、細流を創出してはどうか。 ワンドは止水域となりミナミアカヒレタビラの生息環境として好ましくなく、環境の多様性を創出しにくいのではないか。 ドブガイ類の生息に適した箇所も必要である。	ミナミアカヒレタビラの繁殖環境（＝ドブガイ類の生息に適した環境）と生息環境は同一でないと考えており、それぞれに適した環境を創出する方向で考えている。	ミナミアカヒレタビラの繁殖環境となるワンドと、ミナミアカヒレタビラの成長環境・生息環境となる細流を組み合わせた整備を検討することとする。	資料5 P33

備考）ページについて、前回の会議から資料番号やページ番号が変わった箇所もあるため、今回の会議資料に合わせた番号を記載した。

（2）日野川水系漁業協同組合

年月日：令和7年4月18日
出席者：日野川水系漁業協同組合
日野川河川事務所

個人情報保護の観点より非公表

No.	ページ	協議での意見内容	協議での回答	対応方針等	備考
1	－	法勝寺川については、堰を改良して遡上できるようになると、ブルーギル等の外来魚が広がってミナミアカヒレタビラの生息域に影響が生じる可能性がある。	－	自然再生事業としては、日野川堰の魚道改良を実施する方針とする。 法勝寺川については、当面、各堰への魚道整備・改良は実施せず、日野川において確認された外来魚（オオクチバス、ブルーギル）の対策を検討することとする。	資料5 P31